騒音規制法・振動規制法による

特定施設届出の手引

目　次

１　特定施設とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１
２　特定施設一覧、規制対象施設一覧・・・・・・・・・・Ｐ　１～３
３　手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　４
４　設置時の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　４
５　届出書記入例、添付図面等の例・・・・・・・・・・・Ｐ　５
６　設置・変更時の届出一覧・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
７　届出についてＱ&Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１
８　特定施設についてＱ&Ａ・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
９　公害防止の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
１０　特定工場等に係る規制基準・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４、15
１１　特定工場等に関係する法律・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
１２　特定施設の騒音・振動レベル・・・・・・・・・・・・Ｐ１６
１３　日常生活の騒音・振動レベル・・・・・・・・・・・・Ｐ１８

東京都北区環境部環境政策課

環境規制指導係

特定施設とは

騒音規制法・振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設（表①、表②）として規定しています。これらを設置する工場又は事業場を特定工場等といい、指定地域（北区全域）内に特定施設を設置する者は、規制基準（P14、P15）の遵守及び設置・変更の際に事前届出が必要です。ただし、電気事業法に規定する電気工作物又はガス事業法に規定するガス工作物は、届出に関しては、電気事業法又はガス事業法の規定が適用されます。

特定施設一覧

表①　騒音規制法の特定施設（法第２条、令第１条、別表第１）

特　定　施　設　名	
１．金属加工機械	イ　圧延機械 （原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）
	ロ　製管機械
	ハ　ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
	ニ　液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ　機械プレス （呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
	ヘ　せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
	ト　鍛造機
	チ　ワイヤーフォーミングマシン
	リ　ブラスト （タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
	ヌ　タンブラー
	ル　切断機（と石を用いるものに限る。）
２．空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
３．土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
４．織機（原動機を用いるものに限る。）	
５．建設用資材製造機械	イ　コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m^3 以上のものに限る。）
	ロ　アスファルトプラント （混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
６．穀物用製粉機 （ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	

7.木材加工機械	イ　ドラムバーカー
	ロ　チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
	ハ　砕木機
	ニ　帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
	ホ　丸のこ盤（同上）
	ヘ　かんな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
８．抄紙機	
９．印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10. 合成樹脂用射出成形機	
11. 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

※9.8 キロニュートン＝1 トン　　294 キロニュートン＝30 トン

表②　振動規制法の特定施設（法第２条、令第１条、別表第 1）

特　定　施　設　名	
１．金属加工機械	イ　液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ　機械プレス
	ハ　せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）
	ニ　鍛造機
	ホ　ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
２．圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）（冷凍機を除く。）	
３．土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
４．織機（原動機を用いるものに限る。）	
５．コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）	
６．木材加工機械	イ　ドラムバーカー
	ロ　チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
７．印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）	
８．ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）	
９．合成樹脂用射出成形機	
10. 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

手続きの流れ

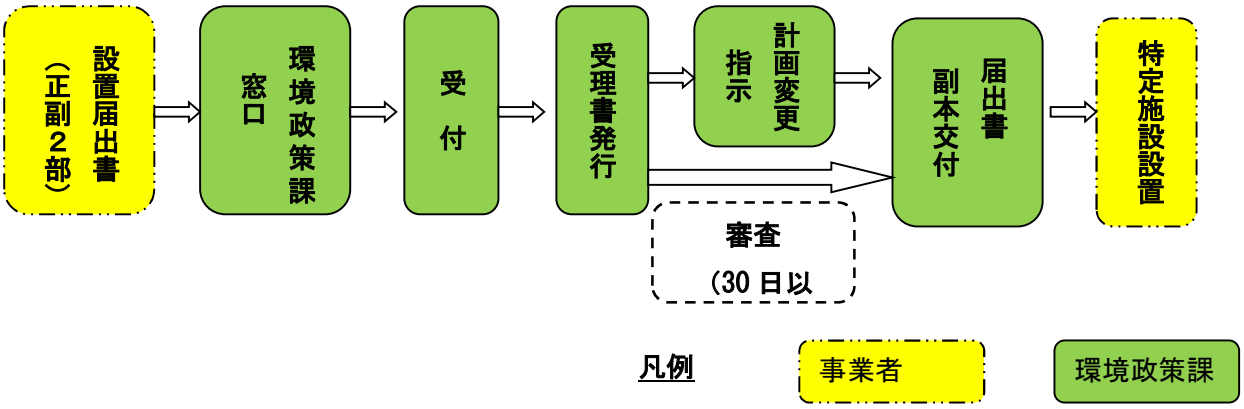

※原則として、届出受理後、30 日経過しないと工事に着工できません。
※北区は、特定施設から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、受理日から 30 日以内に限り、届出者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができます。
（騒音規制法第９条、振動規制法第９条）
※特定施設設置後、確認のために立入を行う場合があります。

設置時の届出

＜特定施設の設置届に必要な書類＞

○　特定施設設置届出書（様式第 1）
○　特定施設設置届出書別紙（騒音（振動）の防止の方法）
　　基礎図などを添付し、出来る限り具体的に示すこと。
○　特定施設の配置図
○　特定工場等及びその附近の見取図
　　同一敷地に複数の建屋があり、特定施設が分散している場合などは、敷地・建物配置図等

※　届出書類は全て正副２部作成して提出して下さい。



別紙：添付図面等の例

①特定施設の配置図

工場内の特定施設の配置が判るもの

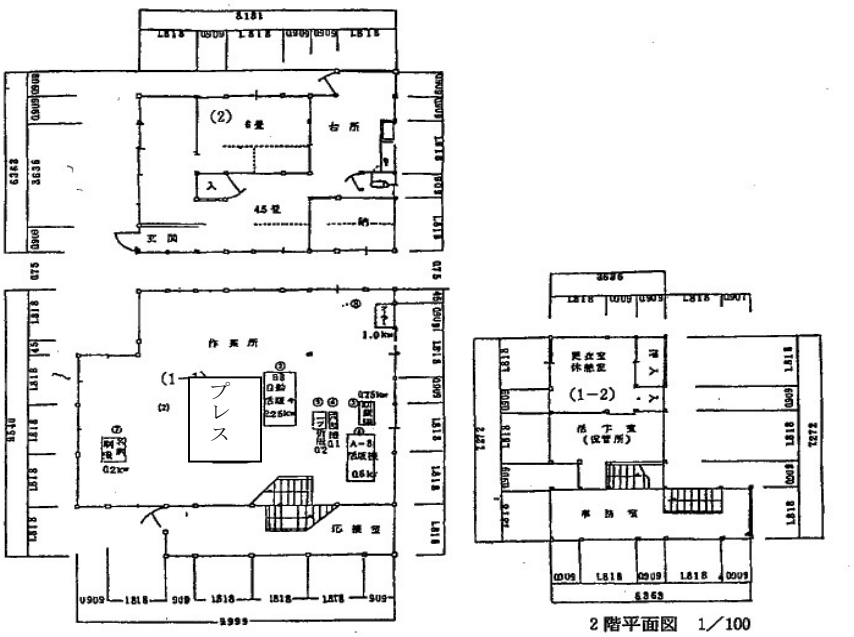

②特定工場及び附近の見取図

特定工場と近隣との位置関係が判るもの

見取図

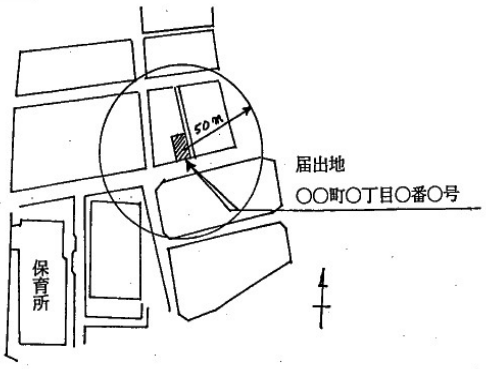

③敷地・建物の配置図

敷地が広い場合などに、敷地内の建物の配置が判るもの

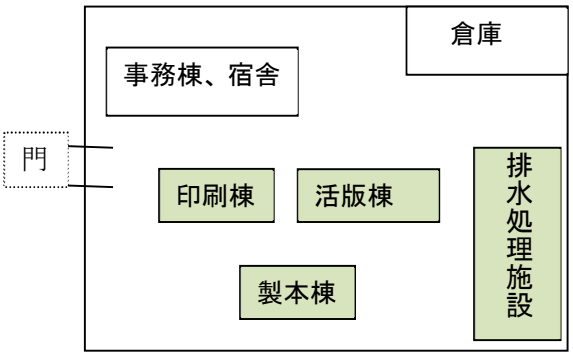

※附近の見取図の注意
市販の住宅地図などを使用する際は、著作権者の承諾を得た著作物の複製物を添付してください。

設置・変更時の届出一覧

騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設は、それぞれの法律毎の届出が必要になります。

また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、環境確保条例）に基づく工場認可もしくは指定作業場の届出がある場合は、条例に基づく各種届出も別途必要になる場合があります。

＜手続一覧＞

手続の種類	手続の内容	提出期限	根拠及び様式
特定施設設置届出書	・新たに特定施設を設置しようとするとき。	工事開始日の 30 日前まで	騒音規制法第 6 条 振動規制法第 6 条 様式第 1
種類ごとの数変更届出書（騒音）	・特定施設の種類ごとの数が 2 倍を超えて増加するとき。	変更に係る工事開始の 30 日前まで	騒音規制法第 8 条 様式第 3
種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法変更届出書（振動）	・種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法を変更するとき。	変更に係る工事開始の 30 日前まで	振動規制法第 8 条 様式第 3
騒音（振動）の防止の方法変更届出書	・騒音（振動）の防止の方法を変更することに伴い、騒音の大きさが増加するとき。	変更の 30 日前まで	騒音規制法第 8 条 振動規制法第 8 条 様式第 4
氏名等変更届出書	・届出者の氏名又は名称及び住所、法人の代表者を変えたとき。 ・所在地が住居表示の変更等により変更したとき。	変更の日から 30 日以内	騒音規制法第 10 条 振動規制法第 10 条 様式第 6
承継届出書	・特定施設の全てを譲り受け、又は借り受けたとき。 ・相続、合併、分割により特定施設の全てを承継したとき。	承継した日から 30 日以内	騒音規制法第 11 条 振動規制法第 11 条 様式第 8
特定施設使用全廃届出書	・特定施設の全ての使用を廃止したとき。	廃止した日から 30 日以内	騒音規制法第 10 条 振動規制法第 10 条 様式第 7

※届出様式は、北区のホームページ http://www.city.kita.tokyo.jp/cgi-bin/search/digital.cgi と

環境省のホームページ http://www.env.go.jp/info/one-stop/にも掲載されています。

届出についてQ&A

Q１　騒音規制法の「種類ごとの変更届出書」を提出する場合の具体例は？

Ａ１　直近の届出により届け出た数に対し、

①特定施設の種類ごとの数を増加する場合。

例）機械プレス５台の届出に対し、２倍を超える数（６台以上）を増設して 11 台以上にする場合・・・**要届出**

②特定施設の更新の場合及び、特定施設の大型化（例えば 490 キロニュートンのプレスを 980 キロニュートンのプレスにする場合）・・・届出不要

③設置していなかった種類の特定施設を追加で設置する場合。（例えば、機械プレス５台を２台に減少し、代わりに液圧プレスを１台設置する場合）・・・**要届出**

④特定施設の種類ごとの数を減少する場合（例えば機械プレス５台を４台にする場合）・・・届出不要

※環境政策課に相談して下さい。

※全てなくす場合は、「特定施設使用全廃届出書」による届出が必要。

Q２　振動規制法の「種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法変更届出書」を提出する場合の具体例は？

Ａ２　「種類及び能力ごとの数」

①特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合

例）1.5kW のせん断機５台を４台とする場合・・・届出不要

②特定施設の種類及び能力ごとの数を増加する場合・・・**要届出**

③特定施設の更新により、新たな能力の特定施設が設置される場合には、既に届け出た台数以内であっても・・・**要届出**

「特定施設の使用の方法」

例）特定施設の使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴う場合

・・・**要届出**

Q３　工場等の移転により、所在地が変更される時は？

Ａ３　もとの場所の特定施設については、特定施設使用全廃届出が必要になります。

移転先については、特定施設設置届の手続きが必要になります。

※特定施設の増設と騒音防止の方法変更を同時に行う場合には、騒音規制法の「種類ごとの変更届出書」及び「騒音の防止の方法変更届出書」の両方が必要になる場合があります。

※騒音規制法と振動規制法では、特定施設の台数等の変更届出の取扱が異なります。

特定施設についてQ＆A

Q１　空調機の圧縮機は、振動規制法の特定施設に該当するか。

Ａ１　振動規制法の特定施設の圧縮機とは、日本標準商品分類の「圧縮機」です。
空調機は振動規制法の特定施設に該当しません。

Q２　冷却塔の送風機は特定施設に該当するか。

Ａ２　定格出力が 7.5kW 以上の場合は、騒音規制法の特定施設の送風機に該当し、届出が必要です。

Q３　金属加工機械、空気圧縮機などで、原動機の定格出力が特定施設の届出要件に該当しない場合は、届出をしなくても良いか。

Ａ３　特定施設の届出要件に該当しない場合は、騒音規制法・振動規制法に基づく届出は不要です。

※特定施設に該当しなくても、環境確保条例に基づく工場認可等が必要な場合があるので、環境政策課へ相談して下さい。

Q４　定格出力が 5.5kW の原動機を３台備えた空気圧縮機は、特定施設に該当するのか。

Ａ４　空気圧縮機は、原動機１台あたりの定格出力が 7.5kW 以上のものに限り特定施設ですので、特定施設には該当しません。

Q５　20kW と１0kW の定格出力の原動機を１台ずつ備えた圧延機械は、特定施設に該当するのか。

Ａ５　圧延機は、原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限り特定施設です。原動機の定格出力の合計が 30kW となり、特定施設に該当します。

Q６　馬力数表示の機械の定格出力の解釈は？

Ａ６　馬力数で表示された施設の定格出力の算出は、１ 馬力が 0.746kW に相当するものとして取り扱います。

すなわち、５馬力（5PS、5HP の表示）、あるいは３馬力（3PS、3HP の表示）については、それぞれ 3.73kW、2.24kW となります。

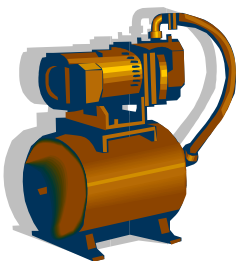

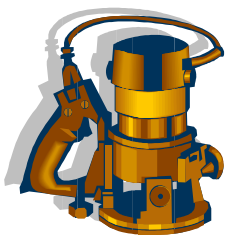

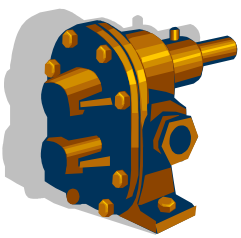

公害防止の方法

特定施設を設置する際には、近隣に十分配慮してください。また、設置後の特定施設のメンテナンスを適正に行うことで、想定外の騒音・振動などの発生予防に繋がります。

騒音規制法・振動規制法による特定施設の騒音・振動などの規制基準の他、環境確保条例第 52 条及び第 136 条によりアイドリングストップや条例上の騒音・振動などの規制基準を遵守しなくてはいけません。

そのため、工場への機材の搬入、人や車の出入りの際などにはアイドリングストップを行い、搬入時に発生する音や話し声などにも配慮するようにして下さい。

＜騒音・振動対策＞

騒音対策

・低騒音型の機械を選択する。
・騒音発生源を壁などで囲う。
・出入口:窓を閉める。
・出入口:窓は遮音性能が高いサッシ等にする。

振動対策

・低振動型の機械を選択する。
・コンクリートを厚くする、防振ゴムを取り付ける。

＜その他＞

大気汚染対策

・ボイラー：低硫黄燃料（特Ａ重油、都市ガス等）にする。
・焼却炉：使用を控える。排出基準超過の焼却炉は使用できません。
・クリーニング：密閉型機械を使用する。排気ダクト設置の際は周囲の状況を考慮する。

水質汚濁対策

・油水分離槽などのトラップを設置し、定期的に清掃する。
・有害物質や大量の汚水等を排出する場合は、排水処理施設を設置する。

悪臭対策

・適正な換気装置と脱臭装置を設置する。

そ の 他

・公害防止のために、塀等の設置や自動車の出入り口の制限等が環境確保条例（第77条、第79条、第80条）で定められています。

特定工場等に係る規制基準

騒音規制法の特定工場等に係る規制基準

（法第４条、第５条、平成 15 年４月東京都北区告示第 99 号、第 100 号）

（単位：デシベル）

区域の区分	あてはめ地域	敷地の境界における音量 時間の区分 6時 朝 8時 昼間 19時 夕 23時 夜間 6時
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 これらに接する地先及び水面	40 / 45 / 40 / 40
第２種区域	第１種中高層住居専用地域（第1種区域を除く） 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 ※ 第１特別地域 用途地域の定めのない地域	45 / 50 / 45（20時） / 45
第３種区域	近隣商業地域（第1特別地域を除く） 商業地域（第1特別地域を除く） 準工業地域（第1特別地域を除く） ※ 第２特別地域 これらに接する地先及び水面	55 / 60 / 55 / 50
第４種区域	工業地域 （第1特別地域及び第2特別地域を除く） これらに接する地先及び水面	60 / 70 / 60 / 55

※第１特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第１種区域に接する地域であって第１種区域の周囲 30 メートル以内の地域をいう。
※第２特別地域とは、工業地域（第１特別地域を除く）のうち第２種区域（第１特別地域を除く）に接する地域であって第２種区域の周囲 30 メートル以内の地域をいう。

ただし、第２種、第３種又は第４種区域の区域内の学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内（第１特別地域及び第２特別地域を除く。）における規制基準は、各欄に定める値から５デシベルを減じた値とする。

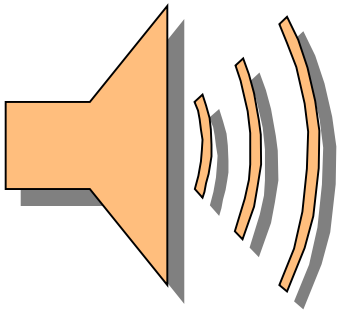

振動規制法の特定工場等に係る規制基準

（法第４条、第５条、平成 15 年４月東京都北区告示第 103 号、第 104 号）

（単位：デシベル）

区域の区分	あてはめ地域	敷地の境界における振動の大きさ 時間の区分 8 時　昼間　19 時　夜間　8 時
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	60 / 55（20 時）
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先及び水面	65 / 60
学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める値から５デシベルを減じた値とする。		

特定工場等に関係する法律

＜特定工場における公害防止組織の整備に関する法律＞

〇対象工場

・指定区域内に以下の騒音発生施設を設置している工場（特定工場）

①機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る）

②鍛造機（落下部分の重量が１トン以上のハンマー）

・指定区域内に以下の振動発生施設を設置している工場（特定工場）

①液圧プレス（呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上、ただし矯正プレスを除く）

②機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上）

③鍛造機（落下部分の重量が１トン以上のハンマー）

〇公害防止統括者の設置

上記特定工場のうち、常時使用する従業員数が 21 名以上の工場

〇公害防止管理者の設置

上記特定工場全て

特定施設の騒音・振動レベル

＜騒音＞

施設名	騒音レベル（デシベル）
圧延機	91～107
製管機械	104～110
ベンディングマシン	80～105
液圧プレス	85～115
機械プレス	93～108
せん断機	80～95
鍛造機 エアーハンマー　100～105 スプリングハンマ　95～98 製釘機　95～105 製鋲機　85～90	85～105
ワイヤーフォーミングマシン	85～100
ブラスト	75～115
タンブラー	85～110
空気圧縮機	80～105
送風機	90～110
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機	80～100

施設名	騒音レベル（デシベル）
織機 カーペット織機 85～105 毛布織機 95～105 タオル織機 90～95	80～103
コンクリートプラント	95～108
アスファルトプラント	100～105
穀物用製粉機	84～105
ドラムバーカー	85～
チッパー	100～105
砕木機	85～100
帯のこ盤及び丸のこ盤	80～104
かんな盤	95～100
抄紙機	75～125
印刷機械 輪転機 85～90 オフセット印刷機 85～90 活版印刷機 80～98	80～98
合成樹脂用射出成形機	85～95
鋳型造型機	95～105

（出典）東京都公害防止管理者講習テキスト　平成 24 年 6 月発行





＜振動＞

施設名	振動レベル（デシベル）				備考（サンプル数）
	施設からの距離				
	5m	10m	20m	30m	
液圧プレス	68 （58）	64 （54）	60	57	19 7
機械プレス	68 （56）	65 （51）	62	61	70 17
せん断機	64 （64）	60 （60）	57	55	20 13
鍛造機	81 （77）	78 （73）	75	73	60 21
ワイヤーフォーミングマシン	64	52	—	—	13
圧縮機 （往復式圧縮機） （回転式圧縮機）	64 （55） （48）	61 （49） （42）	58	56	24 19 6
破砕機	67	62	58	56	8
摩砕機	64	54	—	—	2
ふるい及び分級機	67	64	65	—	3
織機	71 （55）	67 （49）	63	61	9 20
コンクリートブロックマシン及びコンクリート管製造機械	69	62	58	52	4
ドラムバーカ	71	67	63	60	5
チッパー	68	63	58	55	4
印刷機械	65	61	—	—	2
合成樹脂用射出成形機	61 （57）	57 （52）	53	51	20 8
鋳型造型機	77	72	66	63	6
ゴム・ビニール用ロール機	61	56	—	—	9

（注）振動レベルは、公的機関で昭和 48 年当時測定したものを集計し平均したものを例示した。なお、測定条件等は必ずしも統一されていない。

（　）内の数値（振動レベル）は、昭和 58 年～60 年度に実測されたものを集計し平均してある。

（出典）東京都公害防止管理者講習テキスト　平成 24 年 6 月発行

日常生活の騒音・振動レベル

＜騒音＞

デシベル	め　　や　　す
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方 2m）
100	電車が通るときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場内・ピアノ
80	地下鉄の車内
70	掃除機、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	深夜の市内、図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音



＜振動＞

震度階	名称	被害損傷の状況	振動レベル（デシベル　換算値）
震度 0	無感	人体に感じないで地震計に記録される程度	55 以下
震度 1	微震	静止している人や、とくに地震に注意深い人だけに感じる程度	55～65
震度 2	軽震	大勢の人に感ずる程度のもので、戸障子が僅かに動くのがわかる程度	65～75
震度 3	弱震	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯が揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度	75～85
震度 4	中震	家屋の動揺がはげしく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水があふれ、歩いている人にも感じられ、多くの人が戸外に飛び出す程度	85～95
震度 5	強震	壁が割れ、墓石・石灯籠が倒れ、煙突・石垣が破損したりする程度	95～105
震度 6	烈震	家屋の倒壊は 30%以下で、山崩れ、地割れが生じ、多くの人々は立っていることができない程度	105～110
震度 7	激震	家屋の倒壊が 30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などが生じる程度	110 以上

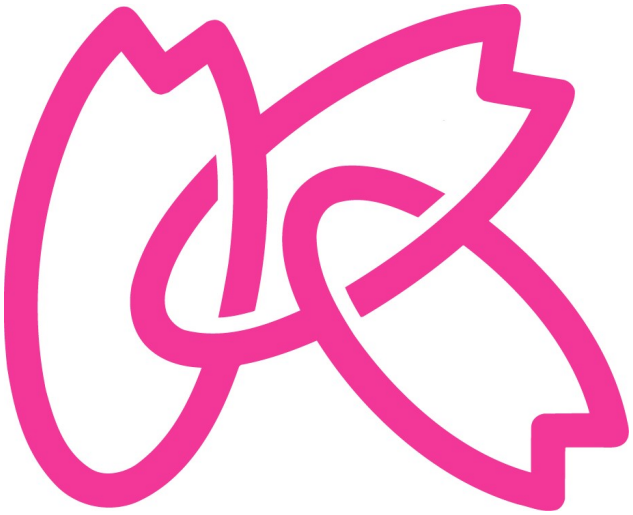

「騒音規制法・振動規制法による　特定施設届出の手引」

平成２５年３月発行

発行　東京都北区環境部環境政策課

〒114-0002　東京都北区王子１－１２－４TIC 王子ビル２階
電話　０３－３９０８－８６１１（直通）
FAX　０３－３９０６－８４７４

刊行物登録番号
２４－１－１２７